進路相談員だより

第４号（生徒向け）

令和６年2月
空知教育局高等学校教育指導班
ｷｬﾘｱﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ
ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ　森田　正文

卒業までに準備しよう！

本年3月に卒業を迎える皆さん！今からが大切な時期となります。社会人になる方、公務員も民間企業も社会で必要なことは一緒です。学校生活も残り僅かとなり、社会に出るための準備が必要です。確実に高校生活とは違う環境が待っています。将来戸惑うことがないように、今から社会に出る準備をしておきましょう。

【社会人となる８つの準備】

卒業までに社会人となる心構えを！

生活のリズムは崩さない	就職後の「勤務時間」は学校の「授業時間」よりも長くなる。急に環境が変わっても社会人生活に対応できるよう規則正しい生活を送るようにする。
時間を守ることを意識する	社会人になると「時間を守る」ことがもっと大切になる。時間にルーズな人は信用されないと考えよう。「時間を守るのは当たり前のこと」として行動できるよう意識する。
丁寧な言葉遣いを練習する	社会人のマナーとして、丁寧な言葉遣いを心掛ける。就職先では先輩達と人間関係を築くことが大切。感謝と敬意の気持ちで接することにより、自分自身も大切に扱われる。
挨拶や返事を意識する	「職場では挨拶、話しかけられたら返事、教えてもらったらお礼」これは社会人の基本的なこと。コミュニケーションはここから始まると心得る。
自ら学ぶ姿勢を身に付ける	社会人になると、「授業」を受けるという形式での勉強の機会はないため、必要なスキルを身に付けるには、日々の学習が欠かせない。積極的に自ら学ぶ姿勢が大切である。
体力をつける	体調管理のみならず長く働くためには体力も重要となる。社会人として長く働くためには、今から体力づくりをしておくことが重要で、健康管理にもつながる。
人生の目標を見つける	職業観でも学んだように、人生設計をしっかりと考えるようになることで、常に自分の成長を実感できるようになる。これからの人生に向けて目標を持つことが大切である。

【働く前に知っておきたい労働法】

みなさんが社会人となる前に、働く人を守るための法律があります。働き始める前には働くルールである、「労働法」を知っておくことも必要です。

最低限知っておいてほしいルールの一部を紹介します。

※「労働法」とは：働く皆さんを保護するための様々な法律があります。その総称として「労働法」と言われています。

１　労働契約

みなさんが仕事をするときは、仕事の内容や給料、勤務日など、種々の労働条件があります。労働契約を結ぶときには、会社が労働者に労働条件をきちんと文書で明示することを、義務付けられています。

２　賃金

全額確実に労働者に渡るように、支払われ方にも決まりがあり、次の４つの原則が定められています。

- 通貨払いの原則 ⇒ 現金や銀行振り込みなどで支払う
- 直接払いの原則 ⇒ 労働者本人に支払う
- 全額払いの原則 ⇒ 全額残らず支払う
- 毎月１回以上定期払いの原則 ⇒ 毎月１回以上一定の期日を定めて支払う

その他の様々な労働法については、下記QRコードから、右記のようなマンガで分かりやすく知ることができます。是非参照ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

困ったときの相談窓口

◆北海道労働局総合労働相談コーナー　☎ 011-707-2700
労働問題に関するあらゆる分野の相談の受付窓口です。（労働条件、解雇、いじめ・嫌がらせなど）

◆労働条件相談ホットライン　☎ 0120-811-610
違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの問題』について電話相談できる窓口です。

◆みんなの人権１１０番（全道共通人権相談ダイヤル）　☎ 0570-003-110
差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

◆女性の人権ホットライン　☎ 0570-070-810
女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。

◆身近な地元の相談窓口　※各地域のハローワーク
地元の相談窓口は、お近くのハローワークへご相談ください。